

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 令和2年3月23日（月）11:08～11:11

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長

大阪大学名誉教授

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーションファウンダー

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニック代表

委員 安念 潤司 中央大学法務研究科教授

委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授

委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

飛田 章 内閣府地方創生推進事務局参事官

井上 貴至 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

<事務局>

海堀 安喜 内閣府地方創生推進事務局長

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 国立大学法人への地方公務員の派遣の規制緩和について

3 閉会

○黒田参事官 それでは、本日の2コマ目は「国立大学法人への地方公務員の派遣の規制緩和について」ということでございます。

事務局から御説明させていただくことになってございます。

本日の資料につきましては配布してございますが、一部、閣議決定まで非公開でございます。議事要旨については、公開という形で進めさせていただきたいと考えてございます。

よろしければ、八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 それでは、よろしくお願いいたします。

○飛田参事官 内閣府地方創生推進事務局の参事官をしております飛田でございます。よろしくお願いいたします。

②の資料でございます。2枚目の3ページでございます。国立大学法人への地方公務員派遣による産官学連携促進の関係でございます。

今年度中に所要の措置を実現するということでございまして、今般こちらの政令でございますが、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の法人を定める政令」というものを一部改正いたしまして、地方公共団体から派遣をすることのできる法人といたしまして、国立大学法人を追加するという政令を制定する予定になっております。

これは今年度中でございますので、早ければ明日といったタイミングでの政令の改正でございます。

ニーズといたしましては、広島県において、その職員を国立大学法人広島大学に研修員として派遣しているわけでございますけれども、職員として派遣をすることによりまして、より一層連携をした対応ができるようになるというものでございます。

特区限定の措置ではなく、全国措置としてこういった政令の改正をいたしますということでございますので、本日、報告をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

質問ですけれども、今までは研修だから、給料は広島県から出ていたということですか。

○飛田参事官 はい。

○八田座長 今後は職員になるから、広島大学から出るということでよろしいのですか。

○飛田参事官 今は研修でございますので、広島県のほうが出しております。今後でございますけれども、法律の規定上、原則広島県は出さないという形にはなっておりますが、一定の場合には出すことができるという規定になっておりまして、実際どうなるのかという部分につきましては、また県と大学で相談するような形になります。

○八田座長 皆様から何か御質問はございませんか。

それでは、どうもありがとうございました。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、本日のワーキンググループヒアリングはこれで終了ということでございます。ありがとうございました。